

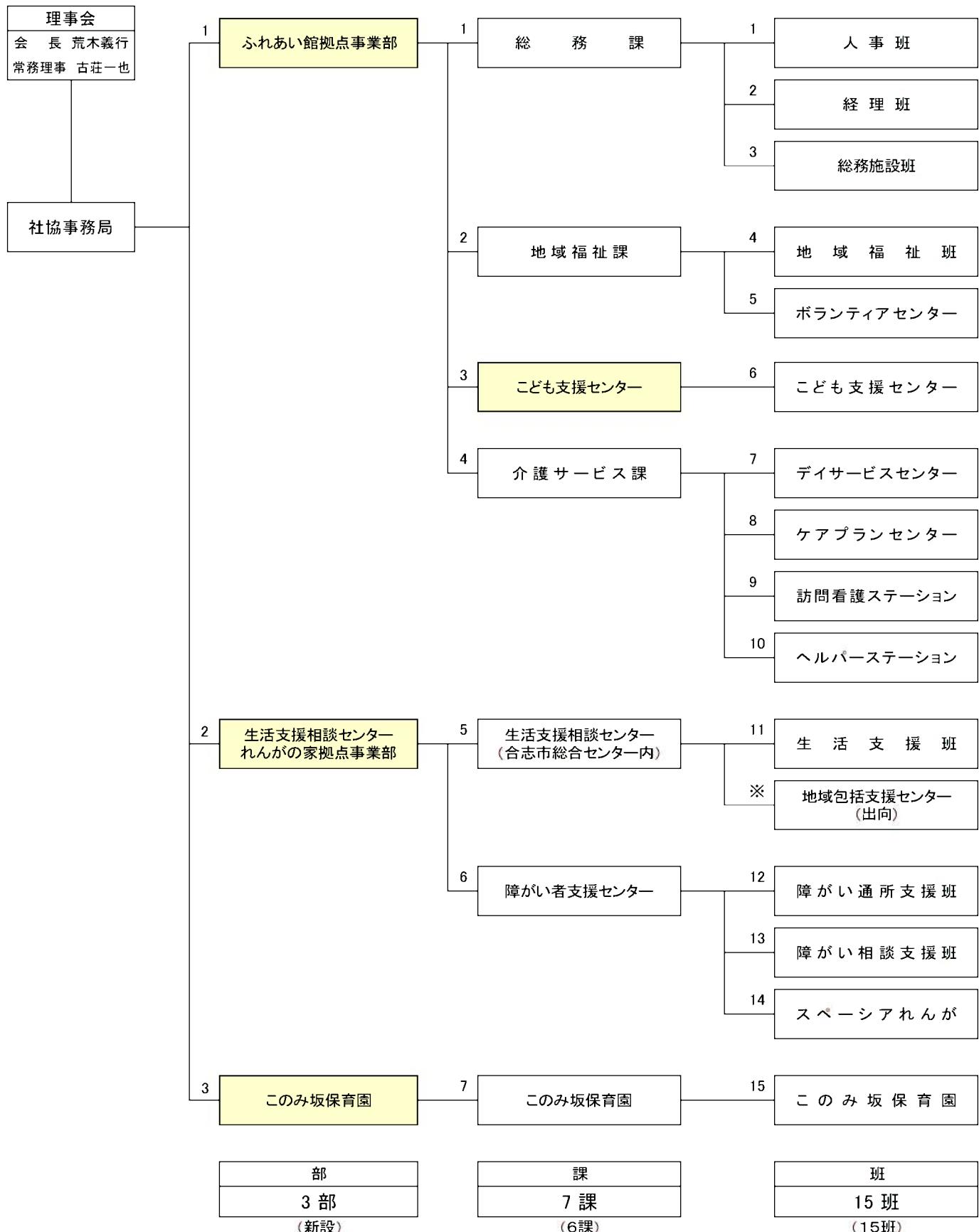
令和2年度事業計画書（案）

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会

目 次

事務局組織図	1
基本方針・重点目標	2
各課事業計画書(案)	
(1) 総務課	
人事班、経理班	3
総務施設班	4
(2) 地域福祉課	
地域福祉班、ボランティアセンター	5
(3) こども支援センター	6
(4) 介護サービス課	
デイサービスセンター	7
ケアプランセンター	8
訪問看護ステーション	9
ヘルパーステーション	10
(5) このみ坂保育園	11
(6) 障がい者支援センター	
スペーシアれんが	12
障がい通所支援班	13
障がい相談支援班	14
(7) 生活相談支援センター	15

令和2年度 合志市社会福祉協議会事務局 組織図(案)



基本理念 『やさしくて穏やかな福祉社会の創造』

1. 基本方針

近年の少子高齢化、社会的孤立等による多様で複合的な地域社会問題が深刻化する中「地域共生社会の実現」に向けた取り組みが推進されています。本会では、市民が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように「医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援」が包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進するため、地域に根差した社会福祉法人としてその公益性と非営利性を發揮し、あらゆる生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応し、期待されている役割を十分に果たしていかなければなりません。

このためには、人材育成と組織・財務環境の健全を図り、職員が安心して働くよう職場環境整備のため、法人経営ガバナンス(経営統治)の強化に努めてまいります。

合志市民をはじめ、この合志市で活動する様々な機関や業種の方々が、それぞれの得意分野を生かし、適度な協力体制を築いて生活の困りごとを少しでも解決できるように働きかける組織が社会福祉協議会という組織であり、本会の目的とするものです。

これらを踏まえて、「市民みんなでまるごと地域共生社会」の実現を図るため、本年度において次のとおり重点目標を掲げます。

2. 重点目標

- (1) 第3期合志市地域福祉計画・活動計画の基本目標に資するため、地域における福祉活動の相互理解と取り組みを推進するとともに、合志市とのパートナーシップを強化します。
- (2) 職場環境の充実を図り職員の離職を防ぐとともに、専門職の確保のため定期採用計画に基づき新卒者、経験者の採用を進め安定経営に努めます。
- (3) 働き方改革を契機に職務内容の再評価を行い、非正規職員の待遇改善を図るとともに人事評価制度を稼働し収支バランスの安定を目指します。
- (4) 職業倫理と法令遵守を徹底し、法人経営ガバナンスの強化を図るため組織体系の再編成を実施します。
- (5) 地域における支えあう関係性の育成、支援を推進するため、多様な機関や団体に働きかけを行い、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能の発揮に努めます。
- (6) 介護保険事業等の公益性のある収益事業の強化と安定経営を図り、社会福祉法人としての社会貢献事業の推進に努めます。
- (7) 生活支援相談センターと障がい者支援センターで行う相談業務の連携を強化し、多様で複合的な課題に対応する福祉総合相談機能の強化に努めます。
- (8) 多様化する保育ニーズへの対応と子育て世代を地域全体で支え合う取り組みや地域づくりを推進します。

令和2年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
総務課	人事班・経理班

1 課(班)の業務方針

本会は、地域福祉事業をはじめ児童福祉事業、高齢者福祉事業、介護保険事業、障害者総合支援事業といった社会福祉制度を横断する制度事業を手掛けている。人員基準や施設整備等の運営体制については制度毎に異なるため、社内規則の適正性を検証して充実強化を図る。

また、福祉従事者の待遇については、産業別にみると相対的に低い現状が指摘されており、待遇改善を図る取組が一部の事業では行われているが、本会が実施する事業によっては助成制度がないものがある。そこで、引き続き財務状況や職員間の待遇バランスを検証して、本会にふさわしい人事評価制度の実施に努める。

令和2年度は、働き方改革の一環で、同一労働同一賃金が施行される。本会においても全職員が働き甲斐のある職場づくりを目指す。

また、借用物件や指定管理施設での事業のあり方を再評価し、社協の活動が継続できる拠点整備とともに、それを支える事務局の体制強化に努める。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 事務局編成の推進(サービスの質の維持・向上、法令・社内規則の遵守の徹底、情報の共有と連携を促し、法人全体のガバナンス強化を図る。)
- (2) 人事考課制度の試行と関連規則の改正
- (3) 同一労働同一賃金の施行に伴う関連規則の改正

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 財務内容の再評価(内部留保の適正化、安全性、収益性の改善等)
- (2) 人員配置計画に基づく人材確保と定着支援
- (3) 職員研修会の充実(階層別深堀型の社内研修の推進)

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 理事会、評議員会、監査の実施
- (2) 事業計画、予算の策定
- (3) 事業報告、決算報告
- (4) 人事、労務管理
- (5) 財務管理、予算管理、登記事務、契約管理
- (6) 施設整備
- (7) システム・ネットワーク管理ほか

5 廃止、縮小する事務事業

令和2年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
総務課	総務施設班

1 課(係)の業務方針

【施設管理運営基本方針】

- (1)合志市の公共施設を管理する団体として、社協の特性を生かしながら施設ごとのコンセプトに基づく、安全で安心して利用できる施設としての管理体制強化を行う。両施設とも竣工後15年を超えており、設備の老朽化に伴う故障がたびたび発生している。合志市の貴重な財産として長期間の利活用を意識した施設設備管理に努め、さらなる利用市民への利便性を図る。
- (2)合志市と本会で構想を練っていた合志小学校区での地域交流型多機能拠点の構想が「白紙」となったことで、今後もふれあい館は社協活動の中心拠点としての設備・機器等の整備を行う。

【障がい者就労における方針】

清掃業務は「施設をきれいにする」という考え方のもと、仕事内容や清掃方法の充実を図る。また、メンバー個々の能力を見極めて、業務内容の調整を図りつつ、若年世代の育成に努める。

2 新たに取り組む事務事業

- (1)施設修繕※いずれも市高齢者支援課による実施予定分(本会で執行の場合は修繕負担金あり)
 - ①ふれあい館…空調機器全更新、非常用電源及び発電設備整備(複数年計画)、排煙窓修理
 - ②老人憩の家…男女浴室の照明器具LED化
- (2)障がい者就労では若年人材の採用を行い、地域にある高校の卒業見込者を中心に人材採用活動を行う。

3 改善や強化を行う事務事業

- (1)老人憩の家における管理責任者交代による責任者業務の調整。
- (2)施設の経年による設備劣化を改善、更新について合志市高齢者支援課と協議、調整を継続する。
- (3)障がい者就労における若年世代への業務継承及び清掃方法の充実。また、従事者個々の能力を見極めて、持ち得る可能性を見い出すこと。

【令和元年度からの継続】

- (4)新電力による電気代の経費削減効果の検証継続及び照明器具LED化の検討(複数年検証中)
- (5)冬期の温泉湯量供給不足に対する対応方法(湯量調整及び温泉ポンプ能力の検証)

4 主な実施事業(継続事業)

- (1)合志市老人憩の家管理(4／5年目)
- (2)合志市保健福祉センターふれあい館管理(4／5年目)

5 廃止、縮小する事務事業

みどり館指定管理事業は、令和2年4月から栄市民センターへ移行のため廃止

令和2年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
地域福祉課	地域福祉班・ボランティアセンター

1 課(班)の業務方針

(全体方針)

第3期合志市地域福祉計画・活動計画の方針に基づき、合志市と連携した地域包括ケアシステムを推進するため下記の重点項目を進めていく。また、合志市民をはじめ、市内社会福祉法人や企業との結びつきを強化するために、社会福祉協議会がもつプラットフォーム機能を強化することを全体方針とする。

(重点項目)(1) 地域課題、地域状況、地域資源の把握

(2) 認知症に対する地域住民の理解(共生)と予防の強化

(3) 募金活動の見直し・強化 (4) “各種連携”的強化 (5) 福祉教育の推進

2 新たに取り組む事務事業

(1) 地域ニーズ調査(個別訪問調査)の実施

(2) チームオレンジの形成。(認知症サポーターの役割を明確にし、協力体制を整えていく)

(3) ニーズに対応したファンドレイジングの実施。募金への周知・啓発活動の強化。

3 改善や強化を行う事務事業

(1) 座談会(茶話会)をはじめとする多機関の協働による地域力強化と介護予防事業の推進と各種ボランティアの養成から組織化。

(2) ボランティア協力校におけるボランティアスクールの継続。サービスラーニング(奉仕:サービスと学習:ラーニングを実践する学習方法)やアクティブラーニング(生徒が能動的に学ぶことができるような学習方法)の手法を用いた福祉教育・体験学習の実施を学校へ働きかける(校長会、PTA等)

4 主な実施事業(継続事業)

(委託事業)

(1) 福祉課／①安心生活支え愛事業、②地域力強化推進事業(厚労省モデル)

(2) 高齢者支援課／③生活・介護支援サポーター養成事業、④介護者等育成事業(家族介護教室)、
⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(一部絆事業含む)、⑥地域住民グループ支援事業(サロン)、
⑦認知症予防教室事業(脳活き生き教室)、⑧認知症地域支援体制構築等推進事業

(3) 総務課／⑨総合相談事業(法律・心配ごと相談)

(4) 環境衛生課／⑩高齢者ごみ出し支援業務(ぽっかぽかサポート事業内)

(自主及び共募配分事業)

①安心生活(ぽっかぽか)サポート事業、②ふら～っとホーム事業、③ボランティアセンター設置事業

④地域の絆づくり推進事業(生きがいと健康づくり事業内)

⑤共募配分(老人福祉活動費、障害者福祉活動費、児童・青少年福祉活動費、ボランティア活動育成費、福祉育成援助活動費)等

5 廃止、縮小する事務事業

市総合センターで毎月1回実施している専門専門相談(介護、障がい支援、児童福祉等)の減少(年5件程度)に伴い、西部地区での実施や他の相談事業との統合に向けた協議を行う。

令和2年度 各課事業計画書(案)

担 当 課	班
こども支援センター	

1 課(班)の業務方針

子育てと仕事の両立て保育が必要な家庭や子育ての不安や悩みを抱える家庭、病気や障がいを持つ家庭からの様々な相談が増えている。そのような相談に寄り添った対応ができるように職員の質の向上を図りながら、下記のとおり目標を掲げ子どもの健やかな成長と地域の子育て向上力を目指す。

- (1) 安心して集える場、仲間づくりができる場として、子育てニーズを把握し対応できるようにスキルアップに努める。
- (2) 安全で安心できる保育環境の中で、互いに支えあいながら育ちあえるよう支援する。
- (3) 家庭との連携を強化し、個々の発達に応じた支援に努める。
- (4) 関係機関や他部署との連携を強化することで、複雑な課題にも対応できる支援体制を築く。
- (5) 地域の方や高齢者との交流、協力により、子どもの自主性や自己肯定感を育てる。

2 新たに取り組む事務事業

3 改善や強化を行う事務事業

(1) 地域子育て支援センター事業

- ・ 0歳児期の育児の大切さを伝え“親子の絆づくりのプログラム”(BPプログラム)を、父親向けの事業としても実施し子育てへの参加を促す。
- ・ 子育て相談窓口として適確な情報の提供ができるように努める。

(2) 児童センター事業

- ・ ガイドラインに沿った運営強化に努める。
- ・ 野外活動など生きる力を育むことを目的に家族参加の事業を年に5回程度実施し、家族の絆を深め、地域社会で自発的に活動できるリーダーを育成する。

(3) ファミリーサポートセンター事業

- ・ 障がいを持っている子どもの預かり相談も増えており、養成講座や、フォローアップ研修のあり方を工夫しながら実施し、会員確保の強化を行い、安心して活動ができるように取り組む
- ・ 多様なケースに対応できるためのアドバイザーのスキルアップに努める。

(4) 病児保育事業

- ・ 保育看護の充実のため、職員のスキルアップに努める
- ・ 保育施設等への情報提供として毎月「すこやか通信」を配布する。

(5) 放課後児童健全育成事業

- ・ 運営指針に基づく支援計画強化及び支援員のスキルアップに努める
- ・ 学校との連携を密にするため定期的に情報交換会を実施し、子どもの様子を把握し個々の対応に努める。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 地域子育て支援センター事業、(2) 児童センター事業、(3) ファミリーサポートセンター事業
- (4) 病児・病後児事業、(5) 放課後児童健全育成事業、(6) 長期休暇児童預かり事業
- (7) ひとり親家庭等日常生活支援事業、(8) 子育て短期支援事業、(9) ふら～っとホーム太陽事業

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和2年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
介護サービス課	デイサービスセンター班

1 課(班)の業務方針

(1)連携の強化

楽しみながら生き生きと、一人ひとりの心に寄りそうデイサービスセンターという理念にもとづき、利用者に寄り添い支援を行う。自宅での生活が安心安全に暮らせるよう、お困りごとについてはデイでの支援のみならずケアマネジャーを通じて他事業所との連携を重視し支援していく。

(2)専門職の取り組み強化

近年、医療ニーズが高い方の利用が増え、さらに医療との連携の強化が必要となっている。日々の支援の中で医療機関、家族との連携をする上で看護師等の専門職の役割が必要不可欠である。今年度はさらに専門分野の取り組みを強化し(栄養向上:管理栄養士、運動機能・生活機能向上:作業療法士、口腔機能向上:歯科衛生士)それぞれの立場でのアセスメントから個別訓練の内容を深める。

(3)重度の認知症の方の受け入れ

個別対応を行う中で一人一人の状態把握に努め、自宅での生活が安心して送れるよう支援する。科学的根拠に基づいた介護ができるよう研鑽を充実しアセスメント力の向上を図る。

2 新たに取り組む事務事業

(1)業務のIT化

通所介護計画等の作成はソフト活用を実施する。また、他部署との連携もIT化できるように職員の研修を進める。

(2)利用者への評価(アウトカム)への対応

介護保険制度の目的は自立支援であり、利用者への評価実施に向け体制を整え、さらに内容の充実を図る。

- ① 栄養スクリーニング加算(継続中)。
- ② 心身機能に係るアウトカム評価(継続中)。
- ③ ADL維持加算の実施。

3 改善や強化を行う事務事業

(1)平成31年度利用者の増加に伴い、令和2年度は事業所規模が通常規模(前年度の月平均利用延人員が750人以内)から大規模Ⅰ(同900人以内)となる見込みで、基本報酬が4パーセント程度減算となる。当該減収により経営状況が悪化しないよう、人員増強し稼働率の向上を図る。

4 主な実施事業(継続事業)

(1)総合事業(要支援者、基本チェックリスト該当者が利用できるサービスで、みどり館で実施中)

- ・通所型サービスA
- ・通所型サービスC
- ・訪問型サービスC

(2)通所介護事業(要介護認定者が利用できるサービスで、ふれあい館で実施中)

- ・通所介護事業(要介護1以上)
- ・第1号通所事業(要支援判定等)
- ・生活介護(障がいがある方の基準該当サービス)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和2年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
介護サービス課	ケアプランセンター班

1 課(班)の業務方針

- (1) 地域の方々の生活の質の向上を図るために、ご利用者の自立(律)支援に向けたプラン作成のために各サービス事業所との連携の強化を行い、また、各研修等への積極的な参加を行いながら居宅介護支援事業所間の連携を深め知識と技術の向上に努めていく。
- (2) 社会福祉協議会の居宅介護支援事業所として、介護保険制度にとどまらず、障害福祉制度や地域福祉、成年後見制度等の知識を高め、各サービス事業所や市役所担当課、包括支援センターとの連携を深め、地域の居宅支援事業所として模範となるよう地域課題解決に取り組む。
- (3) 他居宅への紹介が困難なケース、地域の方からの直接の計画依頼、すでに当会サービスの利用者を優先的に対応し、困りごとの解決がスムーズになるよう支援する。
- (4) 当市に住民票がなくとも一時的に合志市で生活をされる方に対し、その市町村と連携を図り安定した生活が送れるように努める。

2 新たに取り組む事務事業

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 各課で課題をもつ事例検討の場である連携会議において、事例検討以外の情報共有も含め更に充実した内容となるよう視点を広げ連携の強化を図る。
- (2) 各事業所との連携の強化、研修等への参加、及び日々の支援の振り返りにより、知識と技術の向上に努め、より早く課題解決へ導かれるように努める。
- (3) 課題整理総括表・評価表の活用の為の準備、及びターミナルケアマネジメント加算、緊急時等居宅カンファレンス加算算定の為の研鑽を始める。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 指定居宅介護支援事業
- (2) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
- (3) 住宅改修、福祉用具購入理由書作成事業
- (4) 介護保険代行申請事業
- (5) 福祉用具貸出事業

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和2年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
介護サービス課	訪問看護ステーション班

1 課(班)の業務方針

本会では、病気や障がいを抱えても、住み慣れた自宅などで生活を営むためには、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の連携、提供は重要であるとの考えに立ち、県内でも唯一社会福祉協議会として訪問看護事業を実施している。地域包括ケアシステムの要でもある当該事業の強化を図り、地域福祉を進める社協の特性を生かした事業運営に努める。

- (1) 病気や障がいがあっても住み慣れた地域で最期まで過ごすことができるよう、心に寄り添った看護サービスを提供する。
- (2) 利用者の心身の状態をふまえ、生活の質の確保が図れ、心身機能の維持回復や生活機能の維持または向上を目指す。
- (3) 専門職として自己研鑽をつみ、看護の質やスキルの向上を図り、やりがいや達成感を持てる働きやすい職場を目指す。
- (4) 本会の他事業や他職種をはじめ、関係機関との連携や情報共有を行い支援につなげていく。

2 新たに取り組む事務事業

サービス実施における加算等の同意書の作成検討。

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 利用者実績は増加傾向にあることから、正看護師の確保を図る。また、次世代育成も念頭に事業継続に努める。
- (2) 菊池圏域の新規事業所が増えている。社協母体の事業所は県内唯一であり、当会事業の特殊性を活かした地域に根付いた個別性のある看護の提供に努める。
- (3) 昨年度に引き続き、熊本再春医療センター等、看護師の訪問看護見学実習を継続することで医療機関等との連携に努める。
- (4) 事務作業の効率化に努める。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 指定居宅サービス事業(介護保険)
- (2) 指定介護予防サービス事業(介護予防)
- (3) 指定訪問看護事業(医療保険)

5 廃止、縮小する事務事業

令和2年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
介護サービス課	ヘルパーステーション班

1 課(班)の業務方針

核家族化の時代となり、あらたに老老介護が社会的な問題となっている今、訪問介護事業の役割はますます重要になる。自分の力だけで生活することが困難になったとしても、できるだけ住み慣れた場所で生活を営むことができるよう支援していく。

また、昨年度より介護及び障がいの両ヘルパーステーションを統合したところであるが、双方のサービス特性の理解と人員の交流をさらに深めて、安定したステーションの運営に努める。

- (1) 知識や技術を備えた訪問介護員の人材育成でより質の高いサービスを提供する。
- (2) 他職種との連絡・報告で情報共有を行いQOLの向上に努める。
- (3) ヘルパーステーションの統合により、柔軟に対応できる訪問介護員を育成し、一人ひとりに寄り添ったサービスの提供に努める。

2 新たに取り組む事務事業

サービス提供責任者のアセスメント能力を強化し、より個別的な支援への取り組みで介護の質の向上に努める。

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 介護保険と障がい福祉の各ヘルパーの統合により地域共生社会をめざし、利用者が安全で安心した生活が送れるよう強化していく。
- (2) 統合により慢性的なヘルパーの人材不足の解消の改善に努める。
- (3) 総合事業の介護保険利用者について、支援時間の検討を行い、サービスの質の向上に努める。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 合志市委託事業:訪問型サービスA事業
- (2) 合志市委託事業:認知症高齢者家族やすらぎ支援事業
- (3) 訪問介護事業:指定第一号訪問事業、指定訪問介護事業
- (4) 合志市委託事業:移動支援事業
- (5) 居宅介護等事業:重度訪問、同行援護

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和2年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
このみ坂保育園	

1 課(班)の業務方針

社協の基本理念や保育園の保育理念について、全ての職員が理解を深めるように努める。また、保育士のキャリアアップと保育内容の質の向上を目指すため、園内外の研修には積極的に参加し自己研鑽を図る。また、子どもにとってより良い環境を提供できるようにするために、職員は常に高い感性を持ち同じ目的に向かって行動し、チームで目指す保育を実現する。

保育のねらい及び保育内容や運営に関する事項については、地域の実情に応じて創意工夫を図り保育園の機能を発揮する。また、子どもや保護者の思いやニーズ等個々の問題や課題については、保育の専門職としての知識と調整力これまでの経験を活かして対応し、必要に応じて各部署、多種専門職と連携をとり社協の保育園として担うべき児童福祉の醸成を図る。

<主となる目標>

- (1) 一人ひとりの子どもの置かれている状況や発達過程を把握し、人権に配慮した保育や育ちに必要な環境を提供する。
- (2) 遊びや日々の生活・暮らしから総合的に学び、多様な人との関わりを通して育ち合いながら、子どもの心や身体が豊かなものになるように工夫する。
- (3) 子どもが適切な養育がされるように、家庭と連携し信頼関係を築きながら保護者と共に子育ての喜びを共有する。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 3歳以上児の保育料無償化による給食費実費徴収口座振替
- (2) 地域資源を活かし、ボランティアの協力による地域交流事業の促進
- (3) 保育士等を目指す学生に働く場所を提供し、保育現場の魅力を発信する(ロールモデルの重要性あり)

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 乳児(未満児)保育に関する基本的な取り組みの見直し
- (2) 異年齢保育の取り組みの検証
- (3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた、子どもの健康及び安心安全についての確認
- (4) 保護者・家庭及び地域と連携した包括的な支援について(虐待予防等への積極的な取り組み)
- (5) キャリアアップ研修資格取得による職員の資質向上・各専門職の専門性の向上
- (6) ICT化による業務効率アップ・口座振替によるスムーズな実費徴収手続き(給食費・延長保育料)

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 通常保育事業
- (2) 異年齢保育事業
- (3) 体力増進・給食室との連携による食育推進事業
- (4) 体験活動事業
- (5) 障がい児受け入れ保育事業及び他施設の障がい児との交流事業
- (6) 延長保育事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和2年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
障がい者支援センター	スペーシアれんが班

1 課(班)の業務方針

障がい者支援センター「れんがの家」は、障がいのある人やそのご家族が安心して相談し、住み慣れた地域のなかで自分らしくいきいきと暮らし、さまざまな経験や交流を通じ、可能性を広げ、自己決定しながら生活し育ちあうことができるところであり、そのサポートを行う場所である。

相談支援・児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護・地域活動支援センター・日中一時支援事業を主幹事業とし、それぞれが専門性を生かし連携しながら、こどもから大人まで様々な生活課題や困りごとを抱える方に寄り添い、エンパワーメントを促す。

〔放課後等デイサービス事業〕

- (1) 児童福祉法に基づき障がいのある学齢期の子どもの健全育成を図るため、個性や可能性を踏まえ、支援の質の向上に努める。
- (2) 障がいのある子どもに対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進、体験、学校や相談支援事業所、医療機関などの各関係機関との連携を通じて発達支援を行う。
- (3) ソーシャルインクルージョンを進めるために学童クラブや児童館などの同世代や高齢者、地域住民の方などとの交流を通じ、一般的な子育て支援施策を踏まえ、連携しながらお互いをわかりあい、育ちあう場を持ち安心して楽しく過ごすことのできる環境づくりを目指す。
- (4) 保護者のニーズに寄り添いながら子育ての悩みに対する相談やレスパイトケア、ペアレントトレーニングを含め障がいのある子どもの子育てを支援する。

〔日中一時支援事業〕

- (1) 放課後等デイサービスや生活介護等のサービス利用以外の日中活動の場の提供を行う。
- (2) 児童期と成人期の利用者において、活動をすみ分けて提供する。
- (3) 主に保護者のレスパイトケアに対応する。

2 新たに取り組む事務事業

〔放課後等デイサービス〕

- (1) 第三者評価の実施と広報の整備(ホームページ、パンフレット、活動状況の報告等)

3 改善や強化を行う事務事業

〔放課後等デイサービス〕

- (1) 個別支援: 子どもたちの意欲や主体性を尊重した個別支援計画プログラムについて、アセスメントや職員ミーティングの強化、保護者面談の実施、関係機関への訪問等を行っていく。
- (2) 支援の質向上と職場づくり: 放課後等デイサービスガイドラインや自己点検表に準じた業務マニュアルの策定、各専門職の専門性を活かした委員会・勉強会活動に取り組んでいく。
- (3) 事業運営: より専門的支援の必要な重心児や指標該当児を積極的に受け入れ、定員を満たす稼働率となるよう利用調整を行い、安定した収益確保を図っていく。
- (4) 社協内連携: 途切れない発達支援(障がい通所支援班)、地域の子どもたちとの交流(子どもセンター班)、中高生の発達障がい児の支援(地域福祉班)について、他課(班)との検討を進めしていく。

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 指定放課後等デイサービス事業(重心児、重心児外)、(2) 日中一時支援事業

5 廃止、縮小する事務事業

日中一時支援事業(令和2年度末を持って、18歳以上の利用者との利用契約を終了予定)

令和2年度 各課事業計画書(案)

担 当 課	班
障がい者支援センター	障がい通所支援班

1 課(班)の業務方針	
〔児童発達支援〕	
(1) 児童福祉法に基づき未就学の障がいのある子どもを対象に発達支援を提供する。	
(2) サービス提供にあたっては、その気づきの段階から適切に、身体的、精神的機能の適正な発達支援を促し日常生活及び社会生活を円滑におくることができるよう進めていく。具体的には、子どもとその保護者のニーズに応じて、「発達支援」「家族支援」「地域支援」を総合的に提供する。	
(3) 一人ひとりの障害種別、障害の特性および発達の状況を把握し、配慮すべき事項を考慮し受け入れていく。特に障害種別における特性や活動レベルの違いについては職員の専門性を生かしつつ受入れプログラムの整理等を行い、家族や本人が安心して利用し、育ちあうことのできる支援を行う。	
〔地域活動支援センター〕	
(1) 障がいがある方が気軽に利用できる日中活動の場を提供する。地域社会とのつながりを持ちたい、誰かと一緒に過ごしたいと希望する人に対して、日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行い、地域との交流、本人の意欲の向上に努める。	
2 新たに取り組む事務事業	
〔児童発達支援〕	
(1) 年長児を対象とした就学に向けての養育プログラム	
〔地域活動支援センター〕	
(1) 現在の登録者の状況把握と今後の利用状況を確認し、新たな利用者の受け入れ体制を整える。	
(2) 生活介護の利用者や地域住民との地域交流や奉仕的活動等を行う。	
3 改善や強化を行う事務事業	
〔児童発達支援事業〕	
(1) 療育に対するより専門性を高める。また、保育園などへの訪問や連携、家族に対する相談支援などの強化を進める。	
(2) より充実した療育プログラムの提供を行うために一日の流れを見直しする。具体的には、目的を明確化した小グループでの活動体制や保護者のレスパイトケアを考慮した送迎の実施、午睡の時間を見直すなど個別ニーズに応じた支援計画を作成し、対応を行う。	
(3) 研修会・勉強会等に全職員が参加できるような体制を整え、職員全体の資質向上に努める。	
(4) 保護者会(親子プログラムを含む)を充実させ、保護者の支援も強化していく。	
〔地域活動支援センター〕	
(5) 職員研修を行い、相談援助の強化を図る。	
(6) 地域社会との連携や社会資源の活用を図る。	
(7) 利用者の心地よい居場所づくりに努めるとともに、社会参加への意識や勤労意欲が高まるよう相談支援専門員との連携を図っていく。	
4 主な実施事業(継続事業)	
(1)就学前児童発達支援事業、(2)地域活動支援センター事業	
5 廃止、縮小する事務事業	
なし	

令和2年度 各課事業計画書(案)

担 当 課	班
障がい者支援センター	障がい相談支援班

1 課(班)の業務方針

【相談支援】

- (1) 障がいのある方やその家族が、住みなれた地域社会の中で社会の構成員として、自立し生活を営むことができるよう、働くことを含めた日中活動の拡充、発達支援や療育等についての相談に応じる。
- (2) 病院や施設からの地域移行・地域定着の促進に努める。
- (3) 社協の持つ他の相談機関(安心サポート・介護保険・高齢者福祉・地域・子ども等)や社会資源につなぐ役割など、専門性を發揮し安心して相談できる相談支援機関としてサービスの向上に努める。
- (4) 相談支援専門員は、ソーシャルワークの専門職としてケアマネジメントの手法を活用しながら自立を支援する。また、自己研鑽や研修、スーパービジョン体制を整え、各関係機関との連携を図りながら本人のストレングスに注目し、エンパワメントを引き出す本人中心の相談援助を行う。

【生活介護】

- (1) 一人ひとりの利用者の個性や生活を知り、抱えている課題や困難を理解し、利用者の生活を取り巻く家族や各種の社会資源、地域社会との関わりの中で個別支援を実施する。社会経済活動への参加の機会や働く意欲の向上、地域貢献活動を提供し、質の高い生活が継続できるように支援する。
- (2) 日中活動の充実と介護を要するも方については日常生活上の支援と安心して利用できるレスパイトケアを提供する。
- (3) ノーマライゼーションの視点から利用者一人ひとりが喜びや役割を持ち、自信を持ちながら住みなれた地域社会で生活を継続できるよう支援する。

2 新たに取り組む事務事業

【相談支援】

- (1) 地域生活支援拠点の相談体制について、市の意向も踏まえながら面的整備の進行状況を確認し体制を整えていく。

【生活介護】

- (1) 地域貢献活動として取り組んできた共同募金(赤い羽根缶バッヂ)については、広く合志市内の子どもや地域住民の方にも参加してもらい共同募金の理解や啓発活動を含め取り組みを広げる。
- (2) 職員配置を整え、一日のプログラムを整理し、それぞれの課題に向き合い個別支援やグループ活動を生かしコミュニケーション力の向上や自己理解他者理解を含めた支援体制を整える。

3 改善や強化を行う事務事業

【相談支援】

- (1) 相談支援専門員のソーシャルワークスキル向上のためにも、他部署を含めた専門性の高い相談支援従事者初任者研修並びに現任研修を取得の強化に努めていく。

4 主な実施事業(継続事業)

【相談支援】 (1) 地域相談(指定地域移行支援・指定地域定着支援)、(2) 指定障がい者相談支援、(3) 指定障害児相談支援

【生活介護】 (1) 指定生活介護事業

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和2年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
生活相談支援センター	生活支援班

1 課(班)の業務方針

地域社会において誰もが尊厳をもって安心して生活できるように多様で複合的な課題を抱える方の総合相談窓口として、合志市役所・その他関係機関・社協各部署と連携し、相談者に寄り添った支援に努める。

- (1) 経済的困窮のみならず複合的な課題(心身・家庭・就労)に対しての相談対応及び支援
- (2) アウトリーチによる対応、自立支援計画(支援プラン)の作成、法に基づく事業(任意事業)やインフォーマルサービス等を活用
- (3) 第二のセーフティネットとしての機能を發揮し、生活保護へ至る前の自立を支援、確実に生活保護が必要と判断される方については福祉事務所へつなぐ
- (4) 生活困窮に共通する課題は、就労の問題が多い為、引き続き就労支援に重点的に支援
- (5) 生計困難者レスキュー事業の利用に該当しない方の緊急時食糧支援
- (6) 判断能力が低下している方に対して、安心した生活を送れるよう地域福祉権利擁護事業活用した支援
- (7) 成年後見制度において、市町村申し立て等で他に適切な後見人が得られない方に対しての法人後見支援
- (8) 利用者にとって利益のある成年後見制度活用に向けた成年後見制度利用促進計画についての協議
- (9) ひきこもり状態にある方やその家族の相談対応

2 新たに取り組む事務事業

- (1) ひきこもり状態にある方やその家族の相談対応及び窓口の周知

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 相談窓口周知活動の強化
- (2) 地域福祉権利擁護事業における生活支援員の養成及び育成強化
- (3) 法人後見実務に向けた研修及び成年後見制度相談体制の強化
- (4) 備蓄食料等の確保のためのネットワーク強化

4 主な実施事業(継続事業)

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 法人後見事業
- (3) 地域福祉権利擁護事業
- (4) 合志市相談支援事業(障がい相談)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

